

消費者教育なんでも相談所



消費生活センターが地域での消費者教育や消費者被害防止への取り組みをお手伝いします。

「消費生活情報」がメールで届くらしいけど...

出前講座の講師を依頼したい。

高齢者に多い相談ってどんなものがあるんだろう。対処法も知りたい。

自治会の集会で上映できるDVDはないかな。

成年年齢が引き下げられると何が変わるの。

「SDGs」とか「エシカル消費」ってなんだろう？

自治会の文化祭で消費者被害防止のパネルを掲示したい。

問い合わせ：

滋賀県消費生活センター TEL 0749-27-2234 / FAX 0749-23-9030
E-mail cd30@pref.shiga.lg.jp

◇消費者教育支援サイト

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/syohisyakyoiku/index.html>



支援サイト QR コード